

《 船員社会ニュース 》

◆ 改正漁業法について⑤

水産部

-改正漁業法案の構成-

成立した改正漁業法は、全 10 章 全 198 条で構成される法律となった(附則を除く)。新旧漁業法の章立てを形式的に比較すると、第 2 章に「水産資源の保存及び管理」に関する章が新設されている。これは、これまでわが国の水産資源の保存及び管理を規制してきた TAC 法が漁業法の改正に伴い廃止され、水産資源の保存及び管理に関する規定が漁業法に盛り込まれたためである。

次に章立ての順番を比較すると、改正法では、総則のすぐ後の第 2 章に「水産資源の保存及び管理」が設けられ、次に許可漁業、漁業権及び沿岸漁業という順となり、沿岸の漁業権に関する規定と沖合・遠洋の許可漁業の章立てが旧法と入れ替わっている。その理由は、歴史的に漁業法が水産動植物の繁殖保護を主眼としてきた法律で、次に漁業取り締まりと漁業調整を規定したという背景があるためである。それだけではなく、漁業を成立させる前提条件となる水産資源の保存及び管理をはじめに規定し、水産資源の保存及び管理と密接な関係にある海外・全国的に行われる漁業である許可漁業を次章に規定し、その後に広義の漁業調整に含まれる漁業権及び沿岸漁場管理を規定するという構図になっている。

「海員だより」